

※右記、貴薬局の施設名、所在地に誤り、変更がある場合には、以下にご記入ください。

施設名（修正）	
所在地（修正）	

【医薬品医療機器総合機構（PMDA）】

医療用医薬品安全性情報の入手・伝達・活用状況等調査 （薬局調査票）

■ 貴薬局について

処方箋応需枚数 （※1）	1 299枚以下	2 300～999枚	3 1,000～1,999枚	4 2,000～2,999枚	5 3,000～3,999枚	6 4,000枚以上	
処方箋応需 医療機関数 （※1）	（ ）機関		処方箋の集中度	1 50%未満	2 50%以上70%未満	3 70%以上90%未満	4 90%以上

※1 平成27年9月分、あるいは最新1ヶ月間の状況についてお答えください。

薬剤師数 （※2）	常勤実人数：	（ ）名					
	非常勤実人数：	（ ）名	⇒常勤換算：（ . ）名 （小数点第1位まで）				
常時在庫している 医療用医薬品数 （※3）	1 499品目以下	2 500～999品目	3 1,000～1,499品目	4 1,500～1,999品目	5 2,000～2,499品目	6 2,500～2,999品目	7 3,000品目以上
調剤報酬の届出状況	1 基準調剤加算1	2 基準調剤加算2	3 いずれも届出なし				
後発医薬品調剤体制 加算の算定状況	1 加算1	2 加算2	3 いずれも届出なし				

※2 常勤換算の計算方法：

貴薬局の1週間の所定勤務時間を基本として、下記のように計算してください。但し、1週間の所定勤務時間が32時間未満の場合は、所定勤務時間=32時間として算出してください。

（例）1週間の所定勤務時間が40時間の保険薬局で、週4日（各日5時間）勤務の非常勤薬剤師が1人いる場合：

$$\text{常勤換算数} = \frac{4 \text{日} \times 5 \text{時間} \times 1 \text{人}}{40 \text{時間}} = 0.5 \text{人}$$

※3 規格、剤形が異なるものは別品目として数えてください。

■ 回答者について

ご回答者連絡先	所属薬局の電話番号	
	所属薬局のFAX	
	E-mail アドレス	@

●本調査では特に記載の無い限り、「医薬品」は医療用医薬品を指すものとし、一般用医薬品は含めないものとして、ご回答ください。

1. 医薬品安全性情報の入手・伝達・活用状況について

問 1.1 貴薬局内での医薬品の安全性に関する情報収集の主な担当者とはどなたですか。(〇は1つ)

1 管理薬剤師 (⇒問 1.2 へ)	2 管理薬剤師以外の薬剤師 (⇒問 1.2 へ)
3 薬剤師以外の方 (事務職員等) (⇒問 1.2 へ)	4 決まっていない (⇒問 1.3 へ)

問 1.2 は、問 1.1 で「1」～「3」に〇をつけた場合、お答えください。

問 1.2 情報収集担当者の年代についてお答えください。(〇は1つ)

1 20 歳代	2 30 歳代	3 40 歳代
4 50 歳代	5 60 歳代	6 70 歳以上

問 1.3 日常的な医薬品の安全性に関する更新情報*を入手するための情報源として、1 から 15 より積極的に活用しているものをお答えください。(活用している情報源の番号全てと、そのうち有用なもの上位 3 つまでを選択して〇をつけてください) ※「安全性速報 (ブルーレーター)」「使用上の注意の改訂」等

情報源	活用するもの 全てに〇	有用なもの 上位3つに〇 (1-15の中から)
1 医薬品医療機器総合機構 (PMDA) のホームページ		
2 PMDA メディナビ		
3 医薬品・医療機器等安全性情報 (厚生労働省発行)		
4 DSU (Drug Safety Update, 日本製薬団体連合会発行)		
5 製薬企業の医薬情報担当者 (MR)		
6 医薬品卸販売担当者 (MS)		
7 製薬企業のダイレクトメール (DM)		
8 製薬企業のホームページ		
9 職能団体 (日本薬剤師会や地域薬剤師会等) からの情報		
10 薬局外の管理部門 (チェーン形態の場合その本部等) からの連絡 (電子メール等)		
11 学会からの情報		
12 PMDA、製薬企業以外のホームページ (具体的に:)		
13 PMDA メディナビ以外のメールサービス (具体的に:)		
14 レセコン・電子薬歴等の付加機能の活用		
15 その他 (具体的に:)		

問 1.4 問 1.3 で上位3つとして選択した情報源が有用と考える理由について、以下の 1-12 の選択肢より当てはまるものに○をつけてください。（それぞれ該当するもの全てに○）

上位3つに選択した情報源の番号（1-15）をご記入ください。	有用と考える理由		
()	1 信頼できる 4 内容がわかりやすい 7 自ら取得しなくても届く 10 印刷物のため	2 網羅的である 5 必要な情報に絞られている 8 必要な時に情報を得られる 11 電子媒体のため	3 内容が詳しい 6 迅速である 9 個別の質問・オーダー等が可能 12 その他（具体的に：)
()	1 信頼できる 4 内容がわかりやすい 7 自ら取得しなくても届く 10 印刷物のため	2 網羅的である 5 必要な情報に絞られている 8 必要な時に情報を得られる 11 電子媒体のため	3 内容が詳しい 6 迅速である 9 個別の質問・オーダー等が可能 12 その他（具体的に：)
()	1 信頼できる 4 内容がわかりやすい 7 自ら取得しなくても届く 10 印刷物のため	2 網羅的である 5 必要な情報に絞られている 8 必要な時に情報を得られる 11 電子媒体のため	3 内容が詳しい 6 迅速である 9 個別の質問・オーダー等が可能 12 その他（具体的に：)

問 1.5 貴薬局で常時在庫している医薬品の安全性情報の管理について、十分にできていると思いますか。（○は1つ）

1 十分に管理できていると思う（⇒問 2.1 へ） 2 十分に管理できていないと思う（⇒問 1.6 へ）

問 1.6 は、問 1.5 で「2」に○を付けた場合、お答えください。

問 1.6 十分に管理できていないと思う理由をお答えください。（該当するもの全てに○）

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> 1 扱う医薬品の数が多いため 2 調剤業務で手いっぱいであり、人員不足のため 3 製薬企業（MR や問い合わせ窓口）から十分に情報提供されないため 4 医薬品卸販売業者（MS や問い合わせ窓口）から十分に情報提供されないため 5 製薬企業（MR や問い合わせ窓口）に要求しても情報が提供されないため 6 医薬品卸販売業者（MS や問い合わせ窓口）に要求しても情報が提供されないため 7 安全性情報の管理は処方する病院・診療所等に任せているため 8 インターネットや電子メールを活用できていないため 9 その他（) |
|---|

2. RMP（医薬品リスク管理計画）、患者向医薬品ガイド、重篤副作用疾患別対応マニュアルについて

「RMP」とは、個別の医薬品ごとに、①安全性検討事項（関連性が明らか又は疑われる副作用や不足情報等の重要な安全性の懸念）、②医薬品安全性監視活動（市販後に実施される調査・試験等の情報収集活動）、③リスク最小化活動（情報提供・使用条件設定等のリスクを低減するための取組み）をまとめた文書です。RMPは製造販売業者が作成し、PMDAがその内容を確認しています。

【参考】PMDA ホームページ 医薬品リスク管理計画（RMP：Risk Management Plan）について
<http://www.pmda.go.jp/safety/info-services/drugs/items-information/rmp/0002.html>

問 2.1 「RMP」を知っていますか。（○は1つ）

- | | |
|------------------|--------------|
| 1 内容をよく理解している | } (⇒問 2.2 へ) |
| 2 内容をある程度理解している | |
| 3 内容を見たことがある | } (⇒問 2.6 へ) |
| 4 聞いたことがある | |
| 5 知らない（聞いたことがない） | |

問 2.2～問 2.5 は、問 2.1 で「1」または「2」に○をつけた場合、お答えください。

問 2.2 「RMP」をどこから入手していますか。（該当するもの全てに○）

- | | |
|----------------|---------------|
| 1 PMDA のホームページ | 2 製薬企業のホームページ |
| 3 製薬企業の MR | 4 その他（具体的に：) |

問 2.3 「RMP」のどの部分が参考になりますか。（該当するもの全てに○）

- | | |
|-------------------|---|
| 1 1.1 安全性検討事項 | 2 1.2 有効性に関する検討事項 |
| 3 2.医薬品安全性監視計画の概要 | 4 3.有効性に関する調査・試験の計画の概要 |
| 5 4.リスク最小化計画の概要 | 6 5.医薬品安全性監視計画、有効性に関する調査・試験の計画及びリスク最小化計画の一覧 |
| 7 その他（具体的に：) | 8 特になし |

問 2.4 「RMP」を薬局内での業務に活用したことはありますか。（○は1つ）

- | | |
|------|------|
| 1 ある | 2 ない |
|------|------|

問 2.5 「RMP」について、業務に活用した事例、要望事項等をお聞かせください。また、活用されたことがない場合には、活用しない理由をお聞かせください。（自由記載）

活用事例	
要望事項	
活用しない理由	

「患者向医薬品ガイド」は、患者の皆様や家族の方などに、医療用医薬品の正しい理解と、重大な副作用の早期発見などに役立てていただくために、製造販売業者が作成し、PMDA 及び厚生労働省が内容を確認して提供しているものです。服薬指導の際にも役立てていただくことができます。

【参考】PMDA ホームページ 患者向医薬品ガイド

<http://www.pmda.go.jp/safety/info-services/drugs/items-information/guide-for-patients/0001.html>

問 2.6 「患者向医薬品ガイド」を知っていますか。（〇は1つ）

- | | |
|------------------|--------------|
| 1 内容をよく理解している | } (⇒問 2.7 へ) |
| 2 内容をある程度理解している | |
| 3 内容を見たことがある | } (⇒問 2.9 へ) |
| 4 聞いたことがある | |
| 5 知らない（聞いたことがない） | |

問 2.7～問 2.8 は、問 2.6 で「1」または「2」に〇をつけた場合、お答えください。

問 2.7 貴薬局において「患者向医薬品ガイド」を利用したことがありますか。（〇は1つ）

- | | |
|------|------|
| 1 ある | 2 ない |
|------|------|

問 2.8 「患者向医薬品ガイド」について、業務に活用した事例、要望事項等をお聞かせください。また、利用されることがない場合には、利用しない理由をお聞かせください。（自由記載）

活用事例	
要望事項	
利用しない理由	

「重篤副作用疾患別対応マニュアル」は、重篤度等から判断して必要性の高いと考えられる副作用について、患者及び臨床現場の医師、薬剤師等が活用する治療法、判別法等を包括的にまとめたものであり、厚生労働省が作成し、PMDA のホームページで公開しています。副作用の早期発見・早期対応に役立てていただくことができます。

【参考】PMDA ホームページ 重篤副作用疾患別対応マニュアル（医療従事者向け）

<http://www.pmda.go.jp/safety/info-services/drugs/adr-info/manuals-for-hc-pro/0001.html>

重篤副作用疾患別対応マニュアル（患者・一般の方向け）

<http://www.pmda.go.jp/safety/info-services/drugs/adr-info/manuals-for-public/0001.html>

問 2.9 「重篤副作用疾患別対応マニュアル」を知っていますか。（〇は1つ）

- | | |
|------------------|---------------|
| 1 内容をよく理解している | } (⇒問 2.10 へ) |
| 2 内容をある程度理解している | |
| 3 内容を見たことがある | } (⇒問 3.1 へ) |
| 4 聞いたことがある | |
| 5 知らない（聞いたことがない） | |

問 2.10～問 2.11 は、問 2.9 で「1」または「2」に○をつけた場合、お答えください。

問 2.10 貴薬局において「重篤副作用疾患別対応マニュアル」を利用したことがありますか。（○は1つ）

- 1 ある 2 ない

問 2.11 「重篤副作用疾患別対応マニュアル」について、業務に活用した事例、要望事項等をお聞かせください。また、利用されることがない場合には、利用しない理由をお聞かせください。（自由記載）

活用事例	
要望事項	
利用しない理由	

3. 薬局内でのインターネットの活用等について

問 3.1 貴薬局内で医薬品の情報収集に用いる業務用のインターネット環境がありますか。（○は1つ）

- 1 ある 2 ない

問 3.2 貴薬局内で医薬品の情報収集にインターネットを利用していますか。※私物の端末の使用も含む。（○は1つ）

- 1 頻繁に利用している（⇒問 3.3 へ） 2 時々利用している（⇒問 3.3 へ）
3 あまり利用していない（⇒問 3.3 へ） 4 全く利用していない（⇒問 3.4 へ）

問 3.3 は、問 3.2 で「1」～「3」に○をつけた場合、お答えください。

問 3.3 インターネットを用いた情報収集で使用している機器をお答えください。（該当するもの全てに○）

- 1 パソコン（業務用） 2 パソコン（私物）
3 タブレット（業務用） 4 タブレット（私物）
5 スマートフォン（業務用） 6 スマートフォン（私物）
7 その他（具体的に： _____）

（⇒問 3.5 へ）

問 3.4 は、問 3.2 で「4」に○を付けた場合、お答えください。

問 3.4 インターネットを用いた情報収集をしない理由をお答えください。（該当するもの全てに○）

- 1 薬局内に情報収集用のインターネット環境がない 2 他の方法・手段で十分に情報収集できている
3 インターネットで情報収集する時間がない 4 インターネットの利用方法がわからない
5 その他（具体的に： _____）

問 3.5 日常業務で、PMDA のホームページを利用していますか。（○は1つ）

- 1 頻繁に利用している 2 時々利用している
3 あまり利用していない 4 全く利用していない

問 3.6 PMDA のホームページに関するご意見・ご感想等がありましたら、自由にご記入ください。（自由記載）

問 3.7 貴薬局内に PMDA メディナビに登録している方はいますか。（該当するもの全てに○）

- | |
|--|
| 1 個人メールアドレスで登録している
⇒登録している方の職業（ a. 管理薬剤師 b. 管理薬剤師以外の薬剤師 c. 薬剤師以外の方（事務職員等）
（⇒問 3.9 へ） |
| 2 代表メールアドレスで登録している（⇒問 3.9 へ） |
| 3 登録している方はいない、又は不明（⇒問 3.8 へ） |

問 3.8 は、問 3.7 で「3」に○をつけた場合、お答えください。

問 3.8 PMDA メディナビに登録していない理由をお答えください。（該当するもの全てに○）

- | | |
|-------------------------------|---|
| 1 PMDA メディナビの存在を知らなかったため | |
| 2 電子メールを利用できる環境がなかったため | |
| 3 他の方法・手段で十分に情報収集ができていたため | |
| 4 薬局外の他の担当者（本社の職員等）が登録しているため | |
| 5 登録方法が煩雑であるため | |
| 6 個人情報の取り扱いが心配であるため | |
| 7 過去に登録していたが解除した（具体的に： _____） | ○ |
| 8 その他（具体的に： _____） | ○ |

問 3.9 PMDA メディナビに関するご意見・ご感想等がありましたら、自由にご記入ください。（自由記載）

PMDA メディナビの登録について：ご案内

PMDA メディナビにまだ登録されていない方で、登録を希望される方につきましては、本アンケートの返信後、PMDA にて登録の手続きをさせていただきます。別添「実施要領」にある「PMDA メディナビの利用規約」をご確認の上、登録の希望についてご記入下さい。

■ PMDA メディナビの登録を…（いずれかにチェック☑）

利用規約を確認の上、希望する 希望しない

登録を希望される E-mail アドレスをご記載ください。（○は 1 つ）

1. p.1 の「回答者の E-mail アドレス」の回答情報と同じ
2. 「1」以外の E-mail アドレス⇒ _____ @ _____
上記で「2.」を選択された方へ。登録される方の職業をお答えください。
a 薬剤師 b その他（ _____ ）

※ 登録の手続きの前に、案内のメールをお送りいたします。

4. 他施設との連携について

問 4.1 他施設（近隣の病院・診療所・薬局・介護施設等）との連携における具体的な取り組み、活動について、当てはまるものに○をつけてください。（該当するもの全てに○）

- | | |
|---------------------------------------|--|
| 1 近隣の病院・診療所と新規採用薬（削除薬）等の情報を共有している | |
| 2 近隣の病院・診療所と共同で疾患や医薬品等についての勉強会を開催している | |
| 3 近隣の施設等と共同の在宅サービス等のためのカンファレンスを開催している | |
| 4 近隣の施設等と入手した安全性情報について、情報共有している | |
| 5 近隣の施設等と入手した安全性情報への対応について、情報共有している | |
| 6 その他（具体的に： _____） | |
| 7 特になし | |

問 4.2 処方監査において十分な情報が得られていないと感じているものはありますか。（該当するもの全てに○）

- | | |
|--------------------|-------------------|
| 1 身長、体重、体表面積等 | 2 臨床検査値等の検査結果 |
| 3 疾患名等 | 4 抗がん剤投与計画（レジメン）等 |
| 5 入院中の薬物療法と副作用歴 | 6 医師の所見、留意事項等 |
| 7 その他（具体的に： _____） | |

問 4.3 処方元の病院・診療所から処方監査に有用な患者情報（例：問 4.2 の選択肢「1」から「6」に示す事項等）を得るための取り組みや、これらの患者情報を活用するための工夫等があれば、具体的にお聞かせください。（自由記載）

--

問 4.4 貴薬局から処方元の病院・診療所へ提供（フィードバック等）している患者情報等について、当てはまるものに○をつけてください。（該当するもの全てに○）

- | | |
|-----------------------------|--------------------|
| 1 後発品への変更調剤情報（一般名処方調剤結果を含む） | 2 疑義照会後の処方変更情報 |
| 3 患者の服用状況に関する情報 | 4 患者の副作用発生状況に関する情報 |
| 5 患者の体調変化に関する情報 | 6 処方薬の効果に関する情報 |
| 7 その他（具体的に： _____） | 8 なし |

5. 医薬品医療機器総合機構ホームページの周知、医療機関報告制度、 医薬品副作用被害救済制度について

医薬品医療機器総合機構ホームページの患者向けサイト (<http://www.pmda.go.jp/pnavi-01.html>) について患者に広く知っていただくために、厚生労働省より「薬剤情報提供書」への記載をお願いしております。

【参考】平成 24 年 3 月 29 日薬食安発 0329 第 1 号 独立行政法人医薬品医療機器総合機構 (PMDA) の「医薬品・医療機器情報提供ホームページ」の周知に係る御協力をお願い
※本通知中の「医薬品医療機器情報提供ホームページ (<http://www.info.pmda.go.jp/ippan.html>)」は「医薬品医療機器総合機構ホームページ (<http://www.pmda.go.jp/pnavi-01.html>)」に変更になっています。

問 5.1 貴薬局から患者に提供している「薬剤情報提供書」には、PMDA のホームページについて記載していますか。(○は1つ)

- | | |
|-------------------|--------------------|
| 1 している (⇒問 5.3 へ) | 2 していない (⇒問 5.2 へ) |
|-------------------|--------------------|

問 5.2 は、問 5.1 で「2」に○をつけた場合、お答えください。

問 5.2 記載していない理由のうち、最もあてはまるものをお答えください。(○は1つ)

- | | |
|------------------------|-------------------------|
| 1 知らなかった | 2 導入しているレセコンのカスタマイズ費が高額 |
| 3 導入しているレセコンのカスタマイズが面倒 | 4 導入しているレセコンがカスタマイズ不可能 |
| 5 その他(具体的に:) | |

「医薬品・医療機器等安全性情報報告制度(医療機関報告制度)」は、日常、医療の現場においてみられる医薬品、医療機器又は再生医療等製品の使用によって発生する健康被害等(副作用、感染症及び不具合)の情報を、医療関係者等が厚生労働大臣に報告する制度です。

【参考】PMDA ホームページ 医薬品医療機器法に基づく副作用・感染症・不具合報告
<http://www.pmda.go.jp/safety/reports/hcp/pmd-act/0003.html>

問 5.3 「医療機関報告制度」を知っていますか。(○は1つ)

- | | |
|------------------|--------------|
| 1 内容を理解している | } (⇒問 5.4 へ) |
| 2 聞いたことがある | |
| 3 知らない(聞いたことがない) | (⇒問 5.5 へ) |

問 5.4 は、問 5.3 で「1」または「2」に○をつけた場合、お答えください。

問 5.4 「医療機関報告制度」で報告したことがありますか。(○は1つ)

- | | |
|------|------|
| 1 ある | 2 ない |
|------|------|

「医薬品副作用被害救済制度」とは、医薬品又は再生医療等製品を適正に使用したにもかかわらず発生した副作用による入院治療が必要な程度の疾病や日常生活が著しく制限される程度の障害などの健康被害について救済給付を行う制度です。詳細は同封のリーフレットをご参照ください。

【参考】PMDA ホームページ 医薬品副作用被害救済制度
<http://www.pmda.go.jp/relief-services/outline/0001.html>

問 5.5 「医薬品副作用被害救済制度」を知っていますか。(○は1つ)

- | | |
|------------------|--------------|
| 1 内容を理解している | } (⇒問 5.6 へ) |
| 2 聞いたことがある | |
| 3 知らない(聞いたことがない) | (⇒問 6.1 へ) |

問 5.6 は、問 5.5 で「1」または「2」に○をつけた場合、お答えください。

問 5.6 貴薬局では、「医薬品副作用被害救済制度」の対象となり得る健康被害を受けた方等に対して、制度の説明や必要書類の作成などの支援を行うこととしていますか。(○は1つ)

- | | |
|--------|---------|
| 1 している | 2 していない |
|--------|---------|

6. 実際の事例

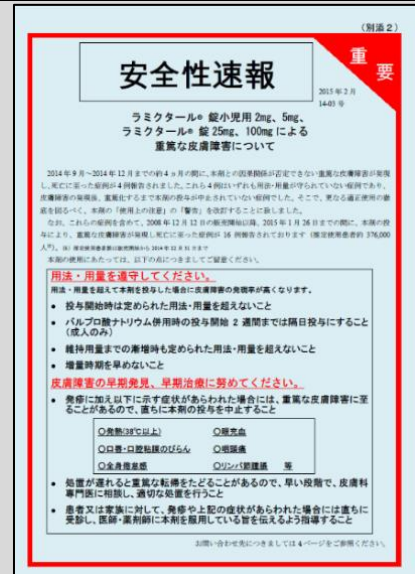
＜ ラミクタール錠（一般名：ラモトリギン）の事例 ＞

平成 27 年 2 月 4 日 ブルーレター発出

【参考】 <http://www.pmda.go.jp/files/000198415.pdf>

ブルーレター【注意喚起の内容】

- 用法・用量を遵守してください。
 - ◇ 用法・用量を超えて本剤を投与した場合に皮膚障害の発現率が高くなります。
- 投与開始時は定められた用法・用量を超えないこと
- パルプロ酸ナトリウム併用時の投与開始 2 週間までは隔日投与にすること（成人のみ）
- 維持用量までの漸増時も定められた用法・用量を超えないこと
- 増量時期を早めないこと
- 皮膚障害の早期発見、早期治療に努めてください。
- 発疹に加え以下に示す症状があらわれた場合には、重篤な皮膚障害に至ることがあるので、直ちに本剤の投与を中止すること
 - ◇ 発熱(38℃以上)
 - ◇ 眼充血
 - ◇ 口唇・口腔粘膜のびらん
 - ◇ 咽頭痛
 - ◇ 全身倦怠感
 - ◇ リンパ節腫脹 等
- 処置が遅れると重篤な転帰をたどることがあるので、早い段階で、皮膚科専門医に相談し、適切な処置を行うこと
- 患者又は家族に対して、発疹や上記の症状があらわれた場合には直ちに受診し、医師・薬剤師に本剤を服用している旨を伝えるよう指導すること



問 6.1 貴薬局では、ラミクタール錠を調剤したことはありますか。（○は1つ）

- 1 ブルーレター発出（平成 27 年 2 月 4 日）の前から取り扱っており、頻りに調剤している
- 2 ブルーレター発出（平成 27 年 2 月 4 日）の前から取り扱っており、たまに調剤している
- 3 ブルーレター発出（平成 27 年 2 月 4 日）の後に取り扱いを開始し、以後頻りに調剤している
- 4 ブルーレター発出（平成 27 年 2 月 4 日）の後に取り扱いを開始し、以後たまに調剤している
- 5 調剤したことがない

問 6.2 ラミクタール錠の「ブルーレター」が平成 27 年 2 月 4 日に発出されましたが、その注意喚起の内容をご存じですか。（○は1つ）

- 1 知っている（⇒問 6.4 へ）
- 2 知らない（⇒問 6.3 へ）

問 6.3 は、問 6.2 で「2」に○をつけた場合、お答えください。

問 6.3 ラミクタール錠の「ブルーレター」の注意喚起の内容をご存じでない理由について、具体的にお聞かせください。（自由記載）

（⇒問 6.12 へ）

問 6.4～問 6.11 は、問 6.2 で「1」に○をつけた場合、お答えください。

問 6.4 ラミクタール錠の「ブルーレター」が発出されたという情報を、どのようにして入手しましたか。1 から 17 より入手した時期が早かったものをお答えください。（上位 3 つまでを選択して○をつけてください。）

情報源	1 位 (0は1つ)	2 位 (0は1つ)	3 位 (0は1つ)
1 医薬品医療機器総合機構（PMDA）のホームページ			
2 PMDA メディナビ			
3 医薬品・医療機器等安全性情報（厚生労働省発行）			
4 DSU（Drug Safety Update, 日本製薬団体連合会発行）			
5 製薬企業の医薬情報担当者（MR）			
6 医薬品卸販売担当者（MS）			
7 製薬企業のダイレクトメール（DM）			
8 製薬企業のホームページ			
9 職能団体（日本薬剤師会や地域薬剤師会等）からの情報			
10 薬局外の管理部門（チェーン形態の場合、本部等）からの連絡（電子メール等）			
11 学会からの情報			
12 PMDA、製薬企業以外のホームページ （具体的に： _____）			
13 PMDA メディナビ以外のメールサービス （具体的に： _____）			
14 レセコン・電子薬歴等の付加機能			
15 知り合いの薬剤師・医師間での情報交換			
16 新聞・業界紙等の報道			
17 その他（具体的に： _____）			

問 6.5 最も早かった情報の入手時期はいつですか。正確に覚えていない場合は感覚値でお答えください。（○は1つ）

- | |
|--|
| 1 ブルーレター発出後 3 日以内（平成 27 年 2 月 7 日まで） |
| 2 ブルーレター発出後 1 週間以内（平成 27 年 2 月 11 日まで） |
| 3 ブルーレター発出後 1 ヶ月以内（平成 27 年 3 月 4 日まで） |
| 4 ブルーレター発出後 1 ヶ月以降（平成 27 年 3 月 4 日以降） |

問 6.6 ラミクタール錠の「ブルーレター」発出時、入手した情報について、貴薬局内でどのように伝達しましたか。（該当するもの全てに○）

- | | |
|--------------------|------------------------|
| 1 紙面の情報を薬局内に掲示 | 2 紙面の情報を回覧・配布 |
| 3 電子メールで通知 | 4 ミーティング等で口頭による説明 |
| 5 薬剤師 1 名のため、伝達不要 | 6 各薬剤師に任せており、特に何もしていない |
| 7 その他（具体的に： _____） | |

問 6.7 ラミクタール錠の「ブルーレター」等の安全性情報を受けて、貴薬局内でどのように対応しましたか。（該当するもの全てに○）

- | |
|-------------------------------------|
| 1 新たに薬歴管理手順書等の独自のマニュアルやチェックリストを作成した |
| 2 従来あったマニュアル等の遵守を徹底した |
| 3 その他（具体的に： _____） |
| 4 特に何もしていない |

問 6.8 ラミクタール錠の「ブルーレター」発出以後、本剤の使用にあたって、用法・用量が適切かどうかの確認に変化はありましたか（○は1つ）。

また、選択肢「4」に○を付けた場合、その理由についてもお答えください。

1 以前から用法・用量が適切かどうかの確認をしていたが、より一層確認を徹底するようになった	} (⇒問 6.9 へ)
2 以前から用法・用量が適切かどうかの確認が十分にできていたので、特に変化はない	
3 以前は用法・用量が適切かどうかの確認を十分にできていなかったが、意識して確認するようになった	
4 発出以後も徹底できていない（理由：)	} (⇒問 6.11 へ)
5 発出以後の調剤実績はない	
6 その他（具体的に：)	

問 6.9～問 6.10 は、問 6.8 で「1」～「3」に○を付けた場合、お答えください。

問 6.9 ラミクタール錠の用法・用量等が適切かどうかを確認するためには、以下の 1-4 の患者情報が必要ですが、これらの情報入手の方法についてお答えください。（それぞれ該当するもの全てに○）

患者情報 情報入手の方法	1 小児の 体重 の場合	2 疾患名	3 併用薬	4 服用期間
a 処方箋への印字、記載				
b おくすり手帳への印字、記載				
c 薬剤適正使用のための施設間情報連絡書の使用				
d 地域ネットワーク等で導入しているシステム				
e 患者への質問等				
f 処方元医療機関への問い合わせ				
g 薬歴の管理				
h その他（具体的に：)				

問 6.10 ラミクタールの用法・用量等を確認するために、上記 1-4 以外の内容を情報共有している場合には、具体的にお聞かせください。（自由記載）

問 6.11 ラミクタール錠の「ブルーレター」発出以後、本剤の使用にあたって、皮膚障害の早期発見・早期治療に関する意識に変化はありましたか。（○は1つ）

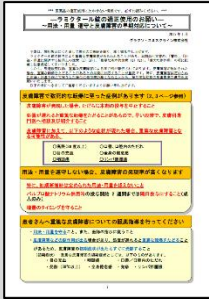
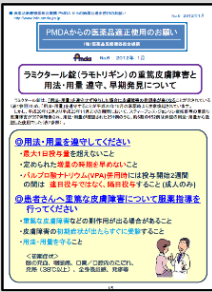
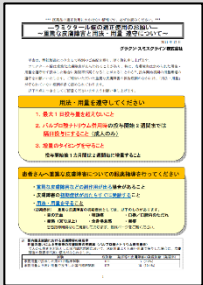
また、選択肢「4」に○を付けた場合、その理由についてもお答えください。

1 以前から皮膚障害の兆候を確認していたが、一層注意して確認するようになった	
2 以前から皮膚障害の兆候を確認しており、意識に変化はない	
3 以前は皮膚障害の兆候を確認できていなかったが、意識して確認するようになった	
4 発出以後も徹底できていない（理由：)	
5 発出以後の調剤実績はない	
6 その他（具体的に：)	

問 6.12 ラミクタール錠の患者への説明に、以下の資料を使用されたことはありますか。（該当するもの全てに○）

1 患者向医薬品ガイド	2 重篤副作用疾患別対応マニュアル
3 くすりのしおり	4 製薬会社作成の資料
5 貴薬局で作成した資料	6 その他（具体的に： _____）
7 使用したことはない	

問 6.13 ラミクタール錠については、適正使用情報が繰り返し発出されていますが、それぞれの情報を知っていましたか。（○はそれぞれ1つ）

発出年月	2015.1	2012.1	2011.12
適正使用情報	<p>製薬企業からの適正使用のお願い</p> 	<p>PMDA からの適正使用のお願い</p> 	<p>製薬企業からの適正使用のお願い</p> 
回答欄	<p>1 知っていた</p> <p>2 知らなかった</p>	<p>1 知っていた</p> <p>2 知らなかった</p>	<p>1 知っていた</p> <p>2 知らなかった</p>

■■■質問は以上です。調査にご協力いただき誠にありがとうございました。■■■

2015年10月31日（土）までに回答をお寄せください。

（Web アンケート票でのご回答をお願いしておりますが、紙媒体で返送くださる場合には、同封の返信用封筒（切手不要）をお使いください。）